

那霸市教育委員会会議録

平成29年度第14回(定例会)

署名人 本仲範男

委員長 神村洋子

開催日時 平成29年11月7日(火)

開会 午後2時00分

閉会 午後3時46分

開催場所 那霸市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 神村洋子委員長、饒波正博委員、比嘉佳代委員、本仲範男委員、渡慶次克彦教育長

議事日程 ※日程4～6は非公開案件に該当 ※議案第15号→議案第24号へ訂正

- 1 陳情等第1号 那霸市における教育出版小学校道徳教科書採択・承認の撤回と再審査を求める要望書について 【学校教育課】
- 2 陳情等第2号 小学校道徳教科書採択における那霸地区採択協議会(審議会)の採択・承認の撤回要請について 【学校教育課】
- 3 陳情等第3号 道徳教科書採択における那霸地区採択協議会(審議会)・那霸市教育委員会の採択・承認の撤回要請について 【学校教育課】
- 4 議案第24号 那霸市立学校設置条例及び那霸市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出 【こども政策課】
- 5 報告1 教育長が専決したことについて ※教職員の退職について内申 【学校教育課】
- 6 報告2 教育長が臨時代理したことについて ※教職員の分限処分について内申 【学校教育課】

出席職員

【生涯学習部】屋比久猛義部長、山内健副部長

(総務課)森田勝副参事、金城国夫主幹、加藤和歌子主査、奥浜隼人主査

【学校教育部】黒木義成部長、森田浩次副部長

(学校教育課)武富剛課長、馬上晃副参事、山下恒副参事、上江洲寛副参事、名嘉めぐみ指導主事

【こどもみらい部】浦崎修部長、末吉正幸副部長兼こども政策課長

会議録作成(総務課)幸地英子主査

神村委員長 平成29年度第14回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日の会議録署名は本仲委員にお願いいたします。

本日は、教育委員会に対する陳情案件が3件あります。陳情等第1号「那覇市における教育出版小学校道徳教科書採択・承認の撤回と再審査を求める要望書」について、陳情等第2号「小学校道徳教科書採択における那覇地区採択協議会(審議会)の採択・承認の撤回要請」について、陳情等第3号「道徳教科書採択における那覇地区採択協議会(審議会)・那覇市教育委員会の採択・承認の撤回要請」についてです。陳情等第1号～第3号は関連しますので一括して審議をしたいと思います。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。黒木学校教育部長、どうぞ。

黒木部長 陳情等第1号「那覇市における教育出版小学校道徳教科書採択・承認の撤回と再審査を求める要望書」について、別紙のとおり陳情書を受領したため、これを提出する。平成29年11月7日提出。教育長 渡慶次 克彦。提案理由 那覇市教育委員会会議規則第26条に基づく陳情書を受理したため、これを提出する。陳情等第2号「小学校道徳教科書採択における那覇地区採択協議会(審議会)の採択・承認の撤回要請」について、別紙のとおり陳情書を受領したため、これを提出する。平成29年11月7日提出。教育長 渡慶次 克彦。提案理由 那覇市教育委員会会議規則第26条に基づく陳情書を受理したため、これを提出する。陳情等第3号「道徳教科書採択における那覇地区採択協議会(審議会)・那覇市教育委員会の採択・承認の撤回要請」について、別紙のとおり陳情書を受領したため、これを提出する。平成29年11月7日提出、教育長 渡慶次 克彦。提案理由 那覇市教育委員会会議規則第26条に基づく陳情書を受理したため、これを提出する。詳細につきましては、後ほど学校教育課から説明いたします。

神村委員長 陳情について、補足資料がありますか。新たな補足資料はありませんね。陳情書の内容だけですね。すみません、改めて再度、目を通さないといけませんね、5分～7分程度。先程、読みましたけれども、もう一回、目を通していただきます。休憩します。

～休憩～

～再開～

神村委員長 再開します。この陳情の案件に関しまして、陳情者から陳述を希望する旨の申出があります。陳述を許可することとし、陳述時間については、会議規則第25条で「委員長の許可する範囲内」と定めていますので、5分以内を認めることとします。よろしいでしょうか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしとのことですので、陳述を許可します。主管課の説明につきましては陳述者の陳述の後で行います。第1の陳述をお願いいたします。お名前は存じていますけ

れども、氏名の確認をさせてください。久手堅幸子さんですか。

久手堅さん はい、そうです。

神村委員長 陳述の前に、諸注意を述べさせてください。これから陳述の趣旨を述べていただきますが、概ね5分以内でお願いいたします。5分経ちましたら、タイマーはこちらで鳴らしますので、その時は陳述を止めてください。

久手堅さん 5分以内で、二人とかありますか。

神村委員長 お一人ですね。5分以内でしたら、早く終わっても結構ですけれども。最長5分ということで宜しくお願ひいたします。

それでは、陳情等第1号「那覇市における教育出版小学校道徳教科書採択・承認の撤回と再審査を求める要望書」についての陳述をお願いいたします。

久手堅さん 神村委員長、わかりました。どうもありがとうございます。まず、今日、この場を設けていただきて、本当に心から感謝します。ありがとうございます。日頃から那覇市の教育に対しては、私達は強い信頼を寄せていて、これからも是非とも、子ども達を大切にする教育を進めていただきたいと願っているものです。この道徳教科書についてはですね、私達はまず何よりも、私達も事前にちょっと見たんですけども、どの教科書に比べても、私達にとっては、この教育出版の教科書が、私達の目から見て、非常に、何というかな、戦前回帰のような印象を持ったんですね。それで、私達の会としても、この教科書について勉強をしたんですけど、中には何か、自分の戦前の修身を思い出すという言葉が出てきたように、非常に締め付けと言うか、型はめを感じるような教科書であるということを、私達は強くこのことに対して、非常にこの教科書自体に対して疑念をもちました。だから、まさか、よもや、那覇市の先生方がこれを選んだということにね、非常にね、怒りを持っているんですよ。良識ある先生方がこの教科書を選ぶはずはない。私達はこれまで那覇市の教育に対して強い信頼を寄せていたので、まさか教育出版を選ぶはずがないという期待があったんですが、これが選ばれたということに対して、非常に憤りとですね、悲しみって言うかね、そこまで感じました。と言うのは、やはり沖縄県のね、地上戦を経験したこの沖縄県民が、よもや、こういうような教科書を選ぶはずないと言う、大きな期待があったんですね。ですからこういう教科書が選ばれるということに関して、何て言うか、道徳の押し付けと言うか、締め付けを感じるんです。道徳と言うのは、人の心、心を重んじますから、何よりも自由であり、子ども達のね、自主性が重んじられるものだと思うんですね。それを戦前のような押し付け型の教育がなされるということは、私は非常に懸念を持ちます。ですから、非常に厳しい日程かも知れませんけど、是非とも、この私達の会としては、絶対、撤回していただきたい。これが子どもに手渡された後からでは、遅い、私達は今ならまだ間に合うという期待があります。だから絶対、この教科書を子ども達に、手渡したくないという思い、強い思い、たくさんの保護者が言っています。

やっぱり子ども達の未来を守るのは、私達の大きな責任だと感じるので、何故、こういう教科書が選ばれたのか、ということを言われないように、今だったら私達は間に合うと感じますので、是非とも撤回していただきたい。手遅れと言うことはないと思いますので、是非ともお願ひしたいと思います。やっぱり一つの教科書に、躾とか、礼儀とかいうことが、非常に型が押されているということ、それから、日の丸、君が代が非常に強調されているということに、私達は危惧しています。去る大戦の中から私達は平和憲法というものを作ったという、憲法に対して、やっぱりそこでは内心の自由とか、表現の自由、主権在民とかが非常に謳われると思うんですけど、憲法を重視したような教科書であってほしいということを強く願います。ですから是非、もし再考の余地があるなら撤回していただきたい。手渡された後からでは遅いということを非常に強く思います。時間はまだあるのかな。是非とも、去る地上戦の大戦のね。反省の上に立って、もう一度、見直していただきたいということを、強く要望します。

神村委員長 よろしいですか。ありがとうございました。

久手堅さん すみません、ありがとうございました。舌足らずでしたけれども、どうもありがとうございました。

神村委員長 少しお待ちください。今の陳述の内容に関しまして、何か確認したいこととかありましたら、どうぞ、よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。はい。では、ないようですので、また次の日程もございます。ありがとうございます。

久手堅さん ありがとうございました。

神村委員長 では、次の陳情書等第2号の陳述をお願いします。氏名を確認させてください。長堂 敏子さんですか。

長堂さん はい、そうです。

神村委員長 陳述の前に、先程も述べましたけれども、同じように確認させていただきます。概ね5分以内で、お願ひいたします。それから、こちらでタイマーを鳴らしますので、その時はお止めください。よろしくお願ひいたします。

長堂さん この教育出版社というのは、私、沖縄県民間教育の図書という所の所長をしてますが、この中にも少し書いてあるので、資料としてはちょっと持ってきたんですけども、間に合わなかつたので。今、彼女が、今の久手堅さんが言われたように、やっぱりこの教育出版というものが、どういう教科書だったかということは、もう皆さん、ご存知だと思うんですが、やっぱり、貝塚 茂樹という方が書かれていますよね、中心になって。武蔵野大学の教授なんですが、この方は育鵬社から2012年には、もう13歳からの道徳教科書というパイロット版を出しています。だからもう完全に、いわゆる安倍政権が、もう嬉しい、Vサインをしたりするような、そういう何の関係もないのに、安倍首相の世界ね、そういう教科書になっています。だから、その貝塚 茂樹さん達が、の人達は、何を一番やりたいかと言うと、やっぱり戦後の道徳は眠っ

ていると言うか、何もない、破壊されると、つまり道徳の中に修身や教育勅語がないと言う、そういうことを堂々と言っていらっしゃいました。今日はちょっと本を持ってくるのを忘れたんですが、もう勉強するために、彼の本も買ったんですけど、そういうふうに、いわゆる躾とか、礼法というものに凄く意欲的にやられています。それで私、思ったんで、ちょっと取り寄せてですね。どういう話し合いをして、これが決まったのかなと思って、全部読んで見ました。皆さまの発言を。出張議会の方達の中にも、3つ、研究員、先生方が選んだのは3つで、A社とC社とF社と3つ選んでいました。で、その中のF社を最初は凄く押されていたんですね。14人中10人が、閲覧してもらったら、F社が良いということになったからということで、おお、F社が良いというふうになっているじゃないって思っていたら、誰か、この黒塗りになっているのは問題だと、私は思うんですよ。どういう専門家がこういう結論で。だって言い方もですね。多面的で素晴らしいと書いてある、言っている後に、多面的な考えを、F社では導くには難しいではないかとか、展開するには極めて難しい、精通している人でも難しいって、何が難しいんだろうかなと思うような、難しい、難しい、難しい、難しいって、4回も言っているんですね。この、ある委員が。それで急激に、今度はC社に変わっているわけです。教育出版に。これ、何が難しいのかと、一切語られていないので、私もこれ聞きたいくらいなんですね。この方に。前の方は、非常に多面的で多角的な見方で、考え方を作りやすくてとても素晴らしいと言っている、すぐ後ろで難しいじゃないですか、あれは難しい、これは難しいという人が一人いたわけです。それからズラッと、委員長がやっぱりC社が良いですねっと言って、ドンドンこうC社を引っ張って行って教育出版になっているんですけど、これ非常に私はちょっと、この論議の仕方も非常に問題だなって思うし、最初の理事会の在り方もあるようで無いようで、問題にならんと思いました。で、内容で彼女が言っていたように、非常に私はこれが若い者に任せる道徳教科書かということで、1回は講演会をしたんですが、その中でも非常に問題になっていましたが、この礼の仕方と言うのが、最敬礼がこういう例なんですが、昔の最敬礼と全く同じなんですね。一番浅いお辞儀、普通のお辞儀、深いお辞儀、というのがあって、深いお辞儀は、もう最敬礼と同じ角度なんです。昔のですよ。宮城遥拝のような。それがもう教科書にも載っているという、この異常さと、挨拶の仕方も、この挨拶はどの挨拶が正しいですかって、おはようございますと、言いながらお辞儀をする。おはようございますと言った後で、お辞儀をする。お辞儀の後で、おはようございますと言う。これ誰に聞いてもどっちでも良いじゃんと言うような内容が物凄く仰々しく書かれて、はい、結論はこれですよと言って、2番目の相手の前で立ち止まって、相手と目を合わせハッキリと大きな声で、相手の人に合わせたお辞儀をする、声を出して言って、そしてお辞儀をする。それが正しいというふうに、誰がこれを正しいと決めたのかなということで、この前、

研究会に行ったら、これはビジネスマナーで、いわゆる成人になって、会社で何かを受ける時に、ビジネスマナーで教えるマナーなんだそうなんですね。こんなのが小学校の子どもの1年生、2年生から始めるというのは、どういうことなのかなって、やっぱり考えたら、やっぱりこのどうかね、教育というのはこの共感能力ですよね。お互いが共感し合うことで、いじめも無くなるし、もう那覇市、沖縄市もこう物凄い不登校も増えていますよね。いじめも増えているし、今、私も一人相談かかって、中学校1年生の子が学校が怖いと、行けないと言って、私もどうやってこうこの子を、と思っているんですが、そういう子のいじめというのは、やっぱり共感できる能力がどんどん減っていくという所にあるのに、こういうようなことを教えるということがね、この共感能力が育つのかなということです。もっと言いたいことがいっぱいあるんですが、本当にこの教科書で子ども達を教えて良いんですか。躾、礼法、これが立派な子が、立派な子どもですか、ということを言って終わりです。

神村委員長 ただ今の陳情に関して、確認したいことがございますか。よろしいでしょうか。よろしいですか。はい、お疲れ様でした。ありがとうございました。

次の陳述のご案内をお願いいたします。では、よろしいですか。お名前を確認させてください。新里 和也さんですか。

新里さん はい。

神村委員長 はい、では、先程も申し上げました、陳述の前に確認をします。5分間でお願いいたします。タイマーが鳴りましたら止めていただきたいと思います。では、始めてください。

新里さん お願ひします。沖縄県教職員組合那覇支部所長をしております新里です。よろしくお願ひします。早速始めていきます。2018年度より使用する小学校特別の教科、道徳の教科書について、那覇地区で教育出版の教科書が選ばれたことが明らかになり、この結果に私達は強い危惧を抱いています。これまで私達は教科書に詳しい専門家、教授、県議、市議と学習会を重ね、多くの問題点を確認しています。教育出版の問題点として、私は6つあると考えています。項目だけ述べますね。まず1つ目ですが、型にはめる躾、礼儀の強制が強く表れている教科書。2つ目、他社と比べ突出している国旗、国歌の扱いです。3つ目、現首相や東大阪市長の写真の使用です。特定の個人団体の政治的、または宗教的な援助や助長となる恐れがあり、明らかに選定基準に違反しています。4つ目です、「稻むらの火」の教材の最終場面が書き換えられています。5つ目ですが、国語型の学びの手引き。最後に6つ目、執筆者です。日本教育再生機構の中心メンバーが名を重ねていること。このメンバーは育鵬社教科書採択活動を推進しています。この様に多くの問題点を持つ教科書が、何故、選ばれたのか疑問は尽きません。教科書の問題点について述べましたが、申し入れを行いました、記の3つについてですが、理事会長である浦添市教育長から回答を得ています。

1つ目の再審議についての回答で、協議会で調査項目の観点に基づき、厳正に審議し総合的に判断、厳正に審議し総合的に判断されその結果を受け、5市町村の教育委員会が採択したとあります。本当に厳正だったかということを、私、ちょっといろいろ読んだんですけれども、議事録を読んでですね。疑問点が何点か出てきましたので、そうですね。まず調査員ですね。教員6名が3社にまず絞ったと選定委員会で教育出版が決まって行ったわけですけれども、まず調査員のプレゼンテーションの最後の確認ですね、委員長の質問に調査員が、3社、どれが採択されても相応しい教科書であると言っています。また、3社の絞り方は、教師側、子ども側の両方の視点で絞ったと教員6名は言っています。その後、選定委員会で1つに絞る作業に入っていきますが、結果はC社、教育出版で選定されます。委員長の最終意見として、委員長はこう言っています。教師側の指導する立場からC社のほうが良いと、選定委員会の意見として取りまとめます、として終わっています。では、この教師側ですが、委員の中から発言で、このようなお話をありました。本校の先生方に教科書を閲覧した所、意見を書いてもらいましたが、10人中10人がF社を選んだ、多面的、多角的な見方、考え方を作りやすい学びの手引きはいらないという意見がありました、とあります。つまり現場の教師側はC社ではなく、F社を選んでいるわけです。次にC社の学びの手引きについてですけれども、委員からはC社は学びの手引きがあるので、指導者の力量に多く左右されない教科書で良いと思う、教師が若手、ベテランに左右されることがないと言っています。誰がやっても同じ内容になるように、という意味に受け取られます。選定基準に合ったような多面的、多角的な見方、考え方の育成には、つながらないと思います。更に委員長はC社は、教育出版は、先生方が指導する立場から評判が良かったと、それが決め手だと思うのですが、と述べているが、先生方のほうからF社の言っているんです。更に委員はこのようにまた述べています。展示会にたくさんの保護者に見ていただきました。保護者の意見でもF社が解りやすいと言っていますということです。また、結論を出す時に委員長はこう述べています。先生方の指導する立場からすると、C社にするという意見が若干多いようです。さっきの話と全然、また、違ってくるんですけれども、現場の先生方や保護者の意見などからも、C社の教育出版が選定された理由がどうしても納得できません。更に私達は、4地区的採択結果、情報公開をしました。他地区では教育出版は一切採択されていません。いないどころか、ある地区では18項目のたった3項目にマル印が1つ、二重丸印もあるんですが、マル印が3つしか付いていない。たったの3点で最下位に付けられています。で、その地区は最高28点の教科書を選んでいます。で、このような事実からしても、那覇地区が教育出版を選んだことに疑惑を持たなければならないのです。政治的な圧力、何らかの働き掛け、忖度があつてはなりません。浦添市教育長からの回答にもありましたが、そういう疑いが、疑問があれば、徹底して調べるという約束

はしてきています。次年度は中学校、さらに2年度は全教科、もちろん道徳教科書も再度採択されますが、やっぱり堂々とですね。自信を持って、この教科書で良いんだと言えるように選定してもらえるように希望します。オープンにしてこそ公正、公平が保たれることと思われますので、よろしくお願ひします。以上です。

神村委員長 はい、お疲れ様でした。確認したいことなどがありましたら、お願ひします。よろしいでしょうか。では、ありがとうございました。お席にお戻りください。

では次に、主管課からの説明をお願いいたします。

武富課長 神村委員長。

神村委員長 はい、どうぞ。

武富課長 ご説明いたします。陳情等第1号～陳情等第3号の要請の内容は、3つの趣旨に分けられます。1つが那覇市における教育出版の小学校道徳教科書採択・承認を撤回し他社の教科書採択を行うこと。2つ目が、審議会の設置基準、審議委員、審議経過、審議内容を直ぐに公開すること。3つ目が、今後もこの問題で職員団体、沖教組那覇支部や関係団体などとの交渉、話し合いを確実に継続すること、となっております。まず、1つの趣旨について事務局の見解を述べさせていただきます。教科書の選定に関しては、選定委員会の委嘱を受けた研究員が、沖縄県教育委員会による教科用図書選定指導に基づいて、文部科学省の検定を受けた8社の教科用図書の比較検討を行っております。そしてその調査結果と資料を選定委員会へ報告しております。その報告を基に選定委員会では慎重に審議を重ねて、総合的に判断して教育出版の教科書を選定しております。教科書選定において、研究員が専門的な立場から調査比較検討を行い、それに基づいて、校長、教員、学識経験者、保護者等からなる選定委員会において、慎重に審議がなされております。また、巡回教科書展示会において学校関係者や保護者等からも教科書に関する意見を聴取し、教科書選定の資料としております。この様な選定過程からも、この教科書が選定委員会において、適切に選定された教科書だと認識しております。この件につきましては第9回教育委員会会議においても、議決していただいております。2つ目の審議会の設置基準と審議経過、審議内容、議事録は要請のとおり既に公開しております。ただ、審議委員の公開に関しましては、個人が特定された場合に、諸団体等からのアプローチや圧力により、公正・公平な審議に支障をきたす恐れがあることや、選定委員の中に学校関係者がいるため、審議会終了後の影響も考えられます。3つ目の、職員団体等との話し合いの継続についてですが、教科書採択の撤回等の話し合いの継続につきましては、適切な手続きにより、決定されたものであることから、これ以上の話し合いは考えておりません。但し、子ども達の教育をさらに充実したものにするために、話し合いに関しましては、今後も誠実に対応していきたいと考えております。以上でございます。

神村委員長 はい、ただ今、説明がございました。この件に関しましては、第9回教育委員会会

議の中でも、私達は確認をしてきましたけれども、再度、今日、もう一度改めて確認したいことなども含めて、確認したいことなどがありましたら、よろしくお願ひいたします。はい、比嘉委員。

比嘉委員 沖縄県教育委員会選定委員会の選定資料というお話がありましたが、その選定資料という物は、どういった物でしょうか。

武富課長 はい、神村委員長。

神村委員長 はい、武富課長、どうぞ。

武富課長 沖縄県教科用図書審議会調査委員会が、8社の教科書それぞれに調査観点に基づいて評価したものとなっております。

比嘉委員 では、もう一つ。

神村委員長 はい、どうぞ。

比嘉委員 調査観点というのは、どういったものでしょうか。

神村委員長 はい、どうぞ。

武富課長 観点につきましては、大きく教科書の内容と形式の二つに分けることが出来ます。また、内容につきましては、教科の目標達成に関するものであるとか、あるいは学習内容の質、量に関するもの、となっております。形式については、表現や表記に関するものとなっております。観点は全部で18項目あり、それぞれについて評価しております。

比嘉委員 具体的には、どういう内容かというのは。

武富課長 内容に関しまして少し読み上げる形になりますが、例えば、基礎的、基本的な知識及び技能の習得を図るために、正確、かつ公正で適切な内容に精選され、系統性、発展性が考慮されているなどで、形式につきましては、これも少し読み上げますが、表現は児童が理解するのに適切であるか等になっており、8社の教科書それぞれに関しまして、研究員の方が調査して評価したものと考えております。以上でございます。

比嘉委員 ありがとうございます。

神村委員長 はい、饒波委員、どうぞ。

饒波委員 本日ですね。我々は3団体の方の教科書に対する意見を聞いたわけですけれども、確認ですけれども、この教科書が決まるまで、他の、例えば市民の方々の意見とかは、聞かれているんでしょうか。

神村委員長 これについては、どうでしょうか。

名嘉指導主事 今年の6月7日～7月3日の間に巡回教科書展示会を開いております。その中で学校関係者、教員、保護者、そして地域の方々に意見を聴取して、それを記述してもらっております。

神村委員長 よろしいでしょうか。

饒波委員 続けて良いでしょうか。

- 神村委員長 はい、どうぞ。
- 饒波委員 どれ位意見がありましたか。もしわかれれば。数字的にどの位の意見がありましたか。
- 神村委員長 どうぞ。
- 名嘉指導主事 2市1町2村の那覇市地区全体のうちで、教員が289名、保護者からは153名の意見を集めることができました。
- 饒波委員 ありがとうございます。
- 神村委員長 ちょっと確認して良いですか。これらの意見はきちんとその審議会の中で、議論の卓に上がったということですね、確認です。
- 名嘉指導主事 議論されております。
- 神村委員長 わかりました。ほかにございますか。よろしいでしょうか。今、ちょっと確認のための質問を幾つかしましたけれども、これから後は、陳情者からの陳述と、それから主管課からの説明を踏まえ、陳情等第1号～3号までを一括して審議していきます。内容が似ておりますので、ちょっと項目だけで、一つ一つ審議していきたいなと思います。まず、一つ目に審議会の設置の基準、それから審議の経過、それから審議の内容について、公開することでしたけれども、これは既に公開されておりますけれども、これについて、ご意見とかありますか。はい、本仲委員、どうぞ。
- 本仲委員 今、先程の主管課からの説明にもあったようにですね。この審議会の設置基準であるとか、それから審議経過、それから内容についてはですね。もう既に公開しているので、これについては特に問題はないと思います。
- 神村委員長 これも既に公開されていますので。それからこの審議会のこの審議で教科書を決定した過程とか、そういうことに関して、何か、ご意見がありますか。はい、どうぞ。
- 本仲委員 先程の説明からもですね。県が示した18項目の観点、これからもですね、県の調査資料に基づいて、これは調査されている、これが一点。それから選定委員会でもですね、慎重に審議を重ねて総合的に判断されたという決定からはですね。選定としては適切になってきたんじゃないかなという印象を受けます。
- 神村委員長 はい、この意見に関して、何かありますか。よろしいでしょうか。全員が合意するという形でよろしいですか。
- 全員 異議なし。
- 神村委員長 はい、わかりました。では、次に行きます。この陳情の、もう一つのことありますけれども、審議委員の公開ということなんですね。これについては、どうお考えになりますか。はい、どうぞ。
- 渡慶次教育長 選定委員の公開というものについては、審議前に公開するということになると、いろんなところから、アプローチがあつたり、もしかしたら圧力があつたりと、言うことが考えられますね。それから審議の後に公開するということになると、今回のように

に、いろんな意見がある中ではですね、委員の方々に対してもしかすると、匿名による誹謗中傷とか、今のネット社会では、いろんなことが想定されるのではないかなと思います。いろんなことが懸念されるということであれば、委員の公開というものは、今の所、難しいんじゃないかなと思います。以上です。

神村委員長 ほかに、はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 今、渡慶次教育長がおっしゃったようにですね、同意見ですね。

神村委員長 よろしいでしょうか。はい、わかりました。この陳情の内容に関しては、大体、筋を立てて、今、審議を、意見をまとめてきたんですけども、他に何か、審議したいこととかもありますか。話し合いたいと思いますが。よろしいでしょうか。陳情の内容については、今、審議をしてきましたので、これから採択を行いたいと思います。

渡慶次教育長 一つ。

神村委員長 はい、渡慶次教育長、どうぞ。

渡慶次教育長 沖教組からでています、今後もこの問題で継続して話をしてほしいという要望が出ていますけれども、今後もこの問題について継続して話し合うということについては、これまで組合の方々とは、要望をお聞きしたりとかですね。今日も陳述していただいておりますので、この件の継続的な話については、これにとどめていただきたいなという感じがいたします。ただ、子ども達の教育を、さらに充実されるための話し合いについてはですね。組合とまた今後とも継続して話し合いを進めていきたいと、そのように思っております。以上です。

本仲委員 これ大事なことだと思いますね。

神村委員長 はい、饒波委員、どうぞ。

饒波委員 この問題というのは、この陳情の問題ですか。

神村委員長 はい、そうです。今回の教科書選定について、話し合いを進めていくということです。ほかにございますか。はい、これで、大体、審議の内容については終わりたいと思います。よろしいでしょうか。

全員 はい。

神村委員長 これから採決を行います。まずは、陳情等第1号「那覇市における教育出版小学校道徳教科書採択・承認の撤回と再審査を求める要望書」についての採択から行います。陳情等第1号の一番下のほうをご覧ください。開けます。はい、本陳情については、1項目の陳情ですけれども、2つの内容に分けて整理したいと思います。1つは那覇市における教育出版小学校道徳教科書採択を撤回し、再審査を行い、公開で行い、他社の教科書採択を行うこと。もう一つは審議経過、審議内容を直ぐに公開することございます。まず1つ目の那覇市における教育出版小学校道徳教科書採択・承認を撤回し再審査を公開で行い、他社の教科書採択を行うことについてですけれども、先程来、委員のほうからも話がありました、これは県の提示した調査資料を基にし、研究

員が研究を重ね、採択協議会の中で、慎重に総合的に判断をしてきたということで、そういう意見がありましたので、これに関しては、不採択としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしとのことですので、次に進みます。2つ目の審議経過、審議内容を直ぐに公開することについては、もう既に9月の段階で公開されていますので、これは採択ということで、よろしいでしょうか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしとのことです。それでは陳情等第1号をまとめますと、2つの内容がありましたけれども、1つ目が不採択で、もう1つが採択ですので、まとめますと、これは一部採択ということでおよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

神村委員長 はい、ありがとうございます。次、いきます。異議なしということですので、次にいきます。続きまして陳情等第2号「小学校道徳教科書採択における那覇地区採択協議会(審議会)の採択・承認の撤回要請」について、採択を行います。本陳情は2項目の陳情がございます。まず第1項目の那覇地区採択協議会(審議会)の採択・承認を撤回し、再審査を行い、他社の教科書の採択決定することについては、先程来、申し上げております。研究員の研究、それから県の項目、18項目に従ってきちんと研究し、それから採択協議会で慎重に議論し、それから総合的に判断をしてきたということを、先程、申し上げております。そのことで、これは不採択としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしとのことです。次に2項目の審議会の設置基準、審議委員、審議経過を即公開することについては、審議会の設置基準と、議事録を含む審議経過は既に公開をされておりますので、これはもう採択ということで。それから審議委員を直ぐに公開することについては、先程お話のありました、公開することによって、様々なことが懸念されるという内容の意見がまとまりましたので、これは不採択ということで、よろしいでしょうか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしとのことですので、従いまして、この要請部分については、一部採択ということで、よろしいでしょうか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしとのことです。続きまして、陳情等第3号「道徳教科書採択における那覇地区採択協議会(審議会)・那覇市教育委員会の採択・承認の撤回要請」についての採決を行います。本陳情は3項目あります。まず1つ目の教育出版の小学校道徳教科書について、那覇地区採択協議会(審議会)・那覇市教育委員会の採択・承認を撤回し再審査を行い、他社の教科書採択決定することについては、陳情等第1号・2号で申し

上げましたように、研究員の緻密な研究と、それから採択協議会の中での慎重な議論と、それから総合的な判断の基に採択されたということでありましたので、これに関しては不採択ということで、よろしいでしょうか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしということです。次に、審議会の設置基準、審議委員、審議経過、議事録を含みますけれども、早急に公開することについては、2つに分けて考えます。審議会の設置基準と議事録を含む審議経過は既に公開されておりますので、これは採択ということで、よろしいでしょうか。

全員 異議なし。

神村委員長 それから審議委員を直ぐに公開することにつきましては、先程、渡慶次教育長のほうからも、ちょっとお話をありました、それからお互いに意思の確認も出来たんですけども、公開することによって色々なことが委員のほうに懸念されることが多いということ、そういうことを考えられるということで、今回に関しては、これは不採択ということで、よろしいでしょうか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしということで、この要請部分については、一部採択でよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしとのことです。次に、今後もこの問題で、職員団体、沖教組等や関係団体等との交渉、話し合いを誠実に継続することについては、これは先程ありました、教科書の問題、この件に関しましては、これまでにも話し合ってきました、それで今回も陳情等を行って、皆さんの意見もお聞きいたしました、そういうことで今回に限つては、これで留めておきたいということがありましたので、これは不採択ということで、よろしいでしょうか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしとのことです。これで全ての採決が整いました。議決による各陳情等の撤回について、改めて採決結果の宣告をいたします。各陳情ごとに、また、項目がある場合は項目ごとに宣告いたします。

陳情等第1号「那覇市における教育出版小学校道徳教科書採択・承認の撤回と最審査を求める要望書」については、一部採択といたします。

続きまして、陳情等第2号「小学校道徳教科書採択における那覇地区採択協議会(審議会)の採択・承認の撤回要請」についてですが、1項目の那覇地区採択協議会(審議会)の採択承認を撤回し再審査を行い、他社の教科書の採択決定することについては、不採択といたします。それから2項目の審議会の設置基準、審議委員、審議経過(議事録を含む)を即公開することについては、設置基準、審議経過については採択で、それから審議委員の公開については不採択でしたので、一部採択となります。

続きまして陳情等第3号「道徳教科書採択における那覇地区採択協議会(審議会)・那覇市教育委員会の採択・承認の撤回要請」について、1項目の教育出版の小学校用道徳教科書について、那覇地区採択協議会(審議会)・那覇市教育委員会の採択・承認を撤回し再審査を行い、他社の教科書を採択決定することについては、これは先程来申し上げております。不採択といたします。2項目の審議会の設置基準、審議委員、それから審議経過(議事録を含む)を早急に公開することについては、先程申し上げました、一部採択となります。3項目の今後のこの問題で職員団体、沖教祖那覇支部や関係団体との交渉、話し合いを誠実に継続することについては、これは不採択といたします。よろしいでしょうか。

全員 はい。

神村委員長 以上を持ちまして、陳情等第1号～第3号までについての、審議を終了したいと思います。お疲れ様でした。

次の日程に移りたいと思います。本日は、日程4については市議会への提出前の案が含まれること、また、日程5と6については人事に関する案件のため、非公開とすることが適当であると思われます。審議を非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしとのことであります。日程4～6について、非公開といたします。関係者以外は退席をお願いします。

～ 非公開 ～

神村委員長 非公開を解きます。以上を持ちまして、平成29年度第14回教育委員会会議(定期例会)を終了いたします。お疲れ様でした。

案件の審議結果

議案第24号	那覇市立学校設置条例及び那覇市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出	原案どおり可決
陳情等第1号	那覇市における教育出版小学校道徳教科書採択・承認の撤回と再審査を求める要望書について	一部採択
陳情等第2号	小学校道徳教科書採択における那覇地区採択協議会(審議会)の採択・承認の撤回要請について	一部採択
陳情等第3号	道徳教科書採択における那覇地区採択協議会(審議会)・那覇市教育委員会の採択・承認の撤回要請について	一部採択
報告2	教育長が臨時代理したことについて	承認